

「県立中学校管理規則」の一部改正について

教育庁教育振興部教職員課

1 規則名

県立中学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正理由

令和4年2月1日に、千葉県職員服務規程の一部が改正され、出勤簿が廃止された。

この改正を受け、県立学校職員服務規程において、事務職員の出勤簿の廃止を進めている。これに伴い、県立中学校管理規則における出勤簿の扱いについて、次項に示す改正を行う。

3 改正の概要

校長は出勤簿を作成し、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、休暇、週休日、代休日、育児休業、部分休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び欠勤について、並びに、職員が休職及び停職の処分を受けた場合について、出勤簿にその旨を記載しなければならないとされているが、この規定から事務職員を除くこととする。

4 施行期日

令和5年4月1日